

内閣参質一九六第一二四号

平成三十年六月十五日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 伊達忠一殿

参議院議員川田龍平君提出薬剤師法第十九条の「医師、歯科医師、獣医師による調剤」を認めるただし書に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員川田龍平君提出薬剤師法第十九条の「医師、歯科医師、獣医師による調剤」を認めるただし書に関する第三回質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「都道府県平均を著しく下回る」、「全国平均に対して低調である」、「その低調である」、「処方せん受取率」が低調である」、「達成成果」及び「処方せん受取率」を向上させられない岩盤規制ともいえるような原因がそこにあるという現状分析を求めるようなこと」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、「平成三十年度患者のための薬局ビジョン推進事業の実施について」（平成三十年三月七日付け薬生発〇三〇七第四号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）の別紙「平成三十年度患者のための薬局ビジョン推進事業実施要綱」においては、「本事業の実施の成果の把握」について「本事業の実施にあたっては、あらかじめ評価指標を設定し、各事業に応じた取組の成果を把握し、薬局における取組が事業実施前と比較して、患者や地域住民にとって効果があったことが示されるようにすること」等を定めている。

